



NISHIMURA & ASAHI

2021年 第2四半期 (4-6月)



SOUTHEAST ASIAN LEGAL UPDATE



| | |
|--------|---|
| インドネシア | 1 |
| シンガポール | 2 |
| タイ | 3 |
| ベトナム | 4 |



オムニバス法(Omnibus Law)のいくつかの施行規則の、概要は以下のとおりです。¹

1. 外国投資企業:最低資本金

インドネシア投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal-BKPM)は、新たに 2021 年施行規則第 4 号を施行しました。これは、新規外国投資企業(PMA)が満たさなければならない発行済及び払込済資本金の最低額の要件を定めたものです。この資本金要件は、25 億ルピア(約 175,000 米ドル)から 100 億ルピア(約 701,500 米ドル)に引き上げられ、規則は 2021 年 6 月 2 日に発効しました。

一方、新たな規則の下では、個人の外国人株主がインドネシアで居住許可(residence permit)を申請しない限り、それぞれの外国株主は、一定の最低払込済みおよび発行済み資本要件を満たす必要がなくなりました。

2. オフライン・オンライン小売事業

これまで、売場面積が 400 m²を超える百貨店やスーパーマーケットは、外国人投資家には閉鎖されていたか、または特定の外国人株式保有比率制限の対象となっていました。この度、外資による出資が全面的に開放されています。

ただし、他の(技術的な)要件や規制(外国投資企業が所有する百貨店等が単独店舗として禁止されている場合等)が存在する場合があります。したがって、外国投資家は、将来のコンプライアンス上の問題を最小限に抑えるために、あらゆる要件について留意することが求められます。

オンライン小売事業(E コマース)について、2021 年上期に外資開放宣言が行われていた特定の小売事業は、2021 年 5 月下旬現在、零細・中小企業(MSME)向けに限定されています。したがって、外国人投資家による当該事業への直接投資は大企業であるとみなされるため、認められていません。

3. 公共アパートの開発要件の柔軟性

商業アパートの開発業者が開発に関する義務を履行することを支援するため、インドネシア政府は、開発業者に「公共アパート開発料」を支払う選択肢を与えることにより、開発業者に実用的な代替案を提示しています。

開発業者がこの手数料を支払うことを選択した場合には、住宅開発促進庁(Badan Percepatan Penyelenggaraan Perumahan(「BP3」))に支払うものとなります。この支払いを行う前に、開発者はまず BP3 に開発費用計算書類を提出し、BP3 が検討します。BP3 は提案されたコストに反して、より高いコストを算出する可能性があることに注意してください。

4. 病院及び主要診療所事業の規制緩和

これまでは外国人投資家は最大 67%(外国人投資家が ASEAN 諸国出身の場合は最大 70%)までしか保有することが認められていませんでした。

これに対し現在、外国人投資家は、民間病院や主要診療所(klinik utama)で、最大 100%の株式を保有することが認められています。また、新たな規制制度により、外資が直接所有する専門病院の最低入院病床数要件が緩和されました。

5. 酒類業に関する外国投資規則

2021 年 2 月上旬に 2021 年大統領規則第 10 号に規定された酒類製造業の民間投資解放に対する一部の団体の異議申し立てを受けて、インドネシア大統領は、2021 年大統領規則第 49 号を公布して規則第 10 号を撤廃し、酒類製造業を外国投資の禁止事業として宣言しました。

しかしながら、酒類の小売および卸売については引き続き民間投資に開放されています(これらは外国投資家が、分野別規制に定められた一定の要件を満たしていることが条件となります。)

¹「オムニバス法(Omnibus Law)」の詳細については、以前のニュースレターをご参照ください。

シンガポール 執筆者: メリッサ・タン、アンドレア・ワン

この四半期においても、多くの新しい法令が導入されています。以下では、その中から主要なものを要約し紹介します。

1. COVID-19 対策

COVID-19 対策の法令は、重大な警告であるフェーズ 2(高度警戒)及びフェーズ 3(高度警戒)が発せられる中で展開を見せました。(a)在宅勤務が原則的な勤務形態となり、使用者は自社に出勤している労働者の詳細を通商産業省に申告しなければならないこと、(b)影響を受けた業界のための雇用支援制度が延長されたこと、(c)一定の種類の契約について契約上の義務を履行できない者に対する法律上の執行手続の猶予期間が延長されたことなどが挙げられます。

2. ハラスメント防止裁判所

2021 年 6 月 1 日、ハラスメント防止法(Cap. 256A of Singapore)に基づいて、すべての刑事及び民事の訴訟を監督する特別裁判所であるハラスメント防止裁判所が設立されました。この裁判所では、迅速かつ簡素な手続となっています。

3. 第三者による資金提供の枠組みの拡大

2021 年民事法(第三者による資金提供)改正規則に基づいて同規則の改正が、2021 年 6 月 28 日に施行されました。第三者による資金提供の枠組み(業として資金を提供する者が、原告となる者の弁護士費用や経費の全部又は一部を支払い、その対価として裁判による回収額から一定割合を受け取ることが許容されます。)が拡大され、国内の仲裁手続、シンガポール国際商事裁判所(SICC)における一定の手続及び関連する調停手続を対象とするようになりました。

4. 帯同ビザ(Dependant Pass)に関する制度変更

2021 年 5 月 1 日からは、帯同ビザを保有している外国人も、シンガポールで就労するためには、就労ビザ(具体的には、Employment Pass、S Pass、Work Permit 又は Personalised Employment Pass)が必要となりました。帯同ビザの保有者は、従前は、労働省から同意書を取得すれば、シンガポールで就労することができました。同意書に基づき既にシンガポールで就労している帯同ビザの保有者は、現在の同意書が失効するまで勤務を継続することができます。

5. 上場規程の改正

シンガポール証券取引所のメインボード及び成長企業向けのカタリストの上場規則には、多くの改正があり、全ての発行体は公益通報制度を設け維持することが求められることとなります。2022 年 1 月 1 日以降、発行体は、2021 年 1 月 1 日から開始する会計年度において公益通報制度が実施されていることを年次報告書で公表するとともに、これに関連する条件の遵守状況に触れる必要があります。

1. 個人情報保護法の施行延期

データ管理者とみなされる民間及び国家の事業体に対する COVID-19 パンデミックの悪影響に対処するため、個人データ保護法(B.E. 2562 (2019))の施行は、個人情報保護法(B.E. 2562 (No. 2))の適用除外となるデータ管理者事業及びデータ管理事業体を定める勅令(B.E.2564(2021))により 2 度目の延期がなされました。本勅令は 2021 年 5 月 9 日に発効し、公布により個人情報保護法の施行延期が 2022 年 5 月 31 日まで延長されました。本措置の間、事業者は自らのデータ保護に関する現行の措置が個人情報保護法上の義務を遵守するものか確認し、調整することができます。

2. 特定のデジタルトークン及び暗号通貨の取引禁止

証券取引委員会は告示 No. KorThor 18/2564 「デジタル資産事業の実施に関する規則、条件及び手続きについて」(No.11)により、タイ国内におけるデジタル資産取引所での特定のデジタル資産の取引禁止を最近発表しました。本告示で取引が禁止されたデジタル資産には、ブロックチェーン取引で使用されデジタル資産取引所又は関係者によって発行される、ミームトークン、ファントークン、ノンファンジブルトークン(NFT)及びデジタルトークンが含まれます。さらに、本告示はデジタル資産取引所に対して取引所又は関係者が発行するデジタルトークンの上場規則に関する要件を定めることを義務付けており、これにより、デジタルトークンの発行者はホワイトペーパーの要件及びその他の関連規則を遵守しなければならなくなりました。これらに従わない場合、デジタルトークンが取引所から上場廃止となる可能性があります。本告示は、2021 年 6 月 11 日より将来に向かって効力を生じません。

3. COVID-19 パンデミックの影響を受けた事業者への支援

COVID-19 パンデミックの影響を受けた事業者に対する更なる支援として、COVID-19 パンデミックの拡大により影響を受けた事業者の支援及び復興に関する緊急勅令(B.E. 2564 (2021))が 2021 年 4 月 10 日に制定・発効されました。その主な措置としては、金融機関が事業者に対し年利 5%以下で融資を行うためのタイ中央銀行の融資や、金融機関が事業者から返済担保として財産譲渡を受けることの許可があり、それにより事業者は当該財産を売却価格以下の転売価格で買い戻しを行い又は事業のために金融機関から賃貸できるようにすることができます。

4. 利率及び分割払いによる債務弁済の新たな計算方法

タイ国内の現在の社会経済状況への対応策として、2021 年 4 月 11 日に民商法を改正する緊急勅令(B.E. 2564 (2021))が公布・施行されました。同緊急勅令は、民商法第 7 条に基づき、司法行為又は法律の定めがない金利を年率 3%に変更するものです。なお、当該金利は財務省の見直しにより 3 年ごとに変更される可能性があります。また、金銭債務の債務不履行期間中の金利についても、民商法第 7 条の金利に年率 2%を加えたもの(初期段階で年率 5%)に変更されました。さらに、分割払いで支払われる債務の場合、債務不履行期間中の利息は、未払いであるが支払期限が到来していない元本額全体からではなく、かかる分割払いの元本からのみ請求することができます。なお、本緊急勅令に基づく新しい利率の計算は、本緊急勅令が施行された日以後に支払期限が到来した利息又は分割払いのみに適用されます。

5. モバイルアプリケーションを介したタクシー配車サービスの合法化

従来のタクシー会社と GrabCar 等ライドシェアリングサービス提供者の対立への対応策として、電子システムを通じたタクシー配車サービスに関する省令(B.E.2564(2021))が 2021 年 6 月 23 日について公布され、モバイルアプリケーションを介したライドシェアリング又はタクシー配車サービスのための私有車の使用が合法化されました。本省令は、車両登録に関する規則及び要件、車両及び電子通信装置の特性、並びに運転者の身元、料金計算及び車両追跡等の情報を保有する電子システムの仕様等を定めています。これらのタクシー配車サービスの用に供する車両は、7 人乗り以内かつ 4 ドア以上のセダンで、トラック又はバンではなく、陸運局の定めるタクシー配車サービスに使用する旨の表示又はマークを付するものとされています。

当四半期には多くの新しい規制が導入されました。重要な新規制や草案の留意点は以下のとおりです。

1. 企業法の新たな指針

2021年4月1日に発効した政令47/2021/ND-CPは、社会的企業、国有企業(「SOE」)及び国家安全保障企業に関するいくつかの指針を提示しています。

- (i) 情報開示: 国有企業は、少なくとも5年間、そのウェブサイト、ポータル、又は国家資本代表機関のウェブサイト、及び国家企業登記ポータル上で一定の情報を公表し、保持する責任を負います。開示される情報には、定款、年次事業計画報告書、監査済財務諸表、企業経営に関する変更事項及び企業組織再編が含まれます。
- (ii) 国有企業の監査役会の追加権限: 国有企業の監査役会には、株主資本の30%超相当額となる大規模プロジェクト、株主資本の10%超相当額となる売買若しくは事業の契約又は国有企業による非定型的な取引を監督する権限が付与されています。

2. 2020年環境保護法政令案

天然資源環境省(「MONRE」)は、2020年環境保護法(「LEP」)の特定の条項に関して、指針を示す施行令案を公表しました。その中には、以下の重要事項が含まれています。

- (i) 環境影響評価(「EIA」): 予備的環境影響評価、環境影響評価、又は環境認可の対象となり得る、環境への悪影響のリスクが高い、中程度又は低い事業(投資事業を含む)を分類するための具体的な基準を明確にしています。
- (ii) 環境認可と環境登録: 申請書(法定様式)に関するガイダンス、手順、発行、変更、更新、再交付、取消し及び環境認可取得後の廃棄物処理施設の試験的運営のための手続きを提示してします。また、規則案は、LEPに規定されている原則に基づき、環境登録が免除される主体についても詳しく記載しています。
- (iii) 製造者及び輸入者のリサイクル及び処理の責任(「EPR」): この政令案の附属書に記載されている製品(電池、油類、コンピュータ及び家庭用電気製品等)について、リサイクル及び廃棄処理に関する製造者及び輸入者の責任について、詳細な規則を定めています。
- (iv) グリーンクレジット及びグリーンボンド: グリーンクレジット及びグリーンボンドの対象となるプロジェクトのリスト、グリーンクレジットを付与するためのインセンティブの枠組み、グリーンクレジット導入のためのロードマップ及びグリーンボンドの発行者及び購入者に対する優遇措置を提示しています。

3. 温室効果ガスの排出削減とオゾン層保護に関する施行令案

MONREは、温室効果ガス(「GHG」)の排出削減とオゾン層の保護に関する施行令案も公表しました。例えば、以下のような事項が定められています。

- (i) GHG排出インベントリと削減: GHG排出インベントリの対象となる施設は、2022年3月31日までに決定され、かつ公布のために首相に届出がなされます。また、GHG排出上限値をMONREが割当てます。GHG排出削減計画は当該施設により策定され、管轄官庁に届出がされます。
- (ii) 国内炭素市場の整備と開発: 主体、開発ロードマップ及びカーボンクレジットに関する認証、GHG排出量取引の枠組み及び国内炭素市場におけるカーボンクレジットが規制されています。特筆事項は、カーボンクレジット取引所が開設され、2026年には試験的運営が始まり、2028年1月1日から本格的に運営が開始されることです。
- (iii) オゾン層保護: オゾン層破壊物質、温室効果を引き起こす物質、これらの物質の管理及び排除のためのロードマップ、規制物質の使用登録及び届出、並びに規制物質の製造、輸出及び輸入量の割り当て、調整及び補足等が規制されます。

Contacts



インドネシア

[ミリアム・アンドレータ](#)

提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
mandreta@wplaws.com



インドネシア

[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)

提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
jdonaau@wplaws.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)

アライアンス事務所ダイレクター,
Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール

[アンドレア・ワン](#)

アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
andrea.wang@bayfrontlaw.sg



タイ

[ジラポン・スリワット](#)

パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ

[アピンヤー・サーンティカセム](#)

カウンセラー, バンコク事務所
a.santikasem@nishimura.com



ベトナム

[ハー・ホアン・ロック](#)

パートナー, ホーチミン事務所
h.h.loc@nishimura.com



ベトナム

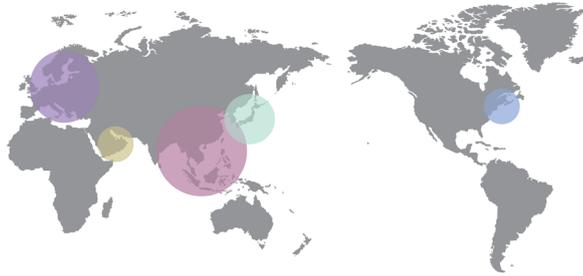
[ヴ・レ・バン](#)

パートナー, ホーチミン事務所
v.l.bang@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所